

6次産業化支援制度の御案内

「埼玉県農山漁村発イノベーション（6次産業化）サポートセンター」が6次産業化に取り組む農業者等の皆様をしっかりとサポートします！

構想検討

着手

展開・拡大

評価
検証

課題整理

構想づくり

計画作成

新商品開発

新たな販売
方式の取組

地域づくり

設備投資

販路開拓

■ 支援メニュー ■

構想検討

支援メニュー
1、2、3
を参照

着手

支援メニュー
1、2、3、4、
5を参照

展開・拡
大

支援メニュー
1、2、4、5、
6、7を参照

■ 農業の6次産業化とは ■

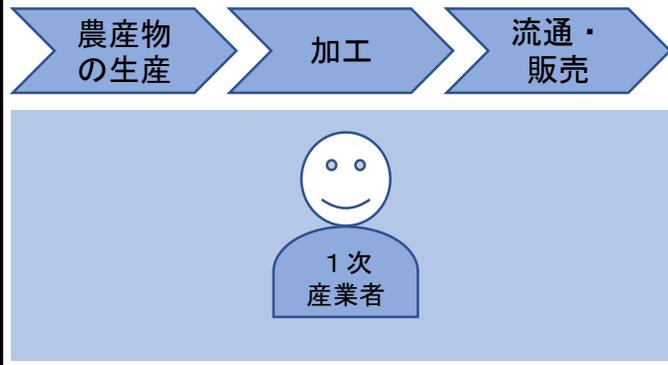
「6次産業化」は、農林漁業者等が、農産物の生産（1次産業）に加え、加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）にも主体的にかかわり、新たな付加価値を生み出す取組のことです。

①農林漁業者等が自ら加工や販売に取り組む「単独型」

②農林漁業者等と食品加工業者等が互いの経営資源を生かす「連携型」

という2つの型があります。

単独型：1次業者が単独で実施



連携型：1次事業者が2次・3次業者と連携して実施



■ 埼玉県農山漁村発イノベーション（6次産業化）

サポートセンター ■

県では、農業ビジネス支援課及び各農林振興センターに「埼玉県農山漁村発イノベーション（6次産業化）サポートセンター（以下、「サポートセンター」という。）」を設置し、個別相談や各種研修会の開催等を通じて、6次産業化に取り組もうとする方や発展させていこうとする方をサポートします。

6次産業化担当の普及指導員によるサポート体制に加え、課題の解決や経営改善を目指す農林漁業者等の皆様に、専門家を派遣する制度もあります。

詳しくは、お近くのサポートセンターへお問い合わせください。

<サポートセンターの主な業務>

- (1) 6次産業化に関する支援制度の情報提供
- (2) 新商品開発や新たな販売方式に取り組むための計画書作成支援
- (3) 計画実現に向けた各種相談への対応
- (4) 専門家の派遣による課題解決、経営改善の支援
- (5) 経営や加工に関する研修会の開催
- (6) 情報交換会、新商品お披露目会の開催
- (7) 国の交付金を活用するための各種支援



「農業発！新商品お披露目会」で商品紹介



■ 六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定 ■

「六次産業化法」に基づいた事業計画を作成し、要件を満たす場合には、国の認定を受けることができます。

■ 認定要件

【事業主体】農林漁業者（個人・法人）または農林漁業者の組織する団体（任意組織も可）

【事業内容】次のいずれかを行うこと

- ①自らの生産に係る農林水産物等を用いて行う新商品の開発
- ②自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売方式の導入
- ③①又は②に掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の改善

【経営の改善】次の2つの指標のすべてが満たされること

①対象商品の指標

農林水産物等及び新商品の売上高が5年間で5%以上増加すること

②所得の指標

農林漁業及び関連事業の所得が計画終了時まで向上し、終了年度は黒字になること

【計画期間】5年以内（3～5年が望ましい）

■ 認定のメリット（※いずれのメリットも別途申請・審査等の手続きが必要です。）

- ①農業改良資金（農業者向け無利子融資資金）の据置期間の延長
- ②農山漁村発イノベーション等整備事業（産業支援型）（国交付金）の活用に対する支援

■ 農山漁村振興交付金 農山漁村発イノベーション等整備事業 （産業支援型）（国交付金） ■

制度資金等の融資を活用し、新商品の開発や新たな販売方式の取組に必要な機械・施設を導入する場合、農山漁村振興交付金 農山漁村発イノベーション等整備事業（産業支援型）（国交付金）の活用について支援します。

なお、事業の活用には、六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定が必要です。

■ 支援対象

農林漁業者が主体となって6次産業化に取り組む、以下のいずれかの事業者

- ① 3戸以上の農林漁業者を主たる構成員または出資者とする団体・法人
- ②①の団体を主たる構成員または出資者とする法人
- ③農林漁業関連事業に常時従事する者を3人以上雇用する団体・法人（農業法人等）

※団体の場合は、代表者、組織・運営の規約を有し、独立会計となっていること等の条件があります。

■ 採択条件（主なもの）

- ①事業規模が1億円以上の場合、5年以上の経営経験があること
- ②支援対象を含む多様な事業者が3者以上連携するネットワークを構築すること
- ③直近の3年で3期連続して経常損失がなく、かつ、直近の決算で債務超過でないこと等

■ 対象施設等（主なもの）

農林水産物等の加工、流通、販売等のために必要な施設

（選別・選果機、集出荷施設、処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装・検査用機械、処理加工施設、販売施設、その他、総合化事業計画の取組に真に必要と認められる機械・施設等）

■ 補助率

対象事業費の3/10以内（条件によっては1/2以内となることがあります。）

※詳しくは裏面に記載の農業ビジネス支援課までお問い合わせください。

■ 埼玉県農山漁村発イノベーション（6次産業化） サポートセンター支援メニュー ■

1 個別相談

- 県内9か所に相談窓口を開設しています。
- 農林漁業者等の皆様が計画作成するための現状把握や課題整理、目標設定などを支援します。
- 計画に基づく新商品開発や新たな販売方式の実現に向けた支援を行います。

2 専門家派遣

- 6次産業化に関する課題解決や経営改善のため、農林漁業者等の皆様に専門家派遣を行う制度があります。

3 スキルアップ研修会

- 6次産業化に取り組もうとする農林漁業者等の皆様向けに、6次産業化に関する基礎的な情報提供、加工技術や衛生管理、商談能力向上などをテーマとする研修会を農林振興センター単位で開催します。

4 情報交換会

- 新たなネットワークを構築するための情報交換会を、県域及び農林振興センター単位で開催します。
- 農林漁業者等、加工業者、流通業者等の皆様のマッチングを支援し、新商品開発等の取組を促進します。

5 農業発！6次産業化新商品お披露目会

- 6次産業化新商品を一堂に集め、県内外の食品バイヤー等にPRします。
- 新商品PRに加え、よりよい新商品づくりに向けた多くの意見を聞くことができます。

6 国交付金を活用した施設整備等の支援

- 農林漁業者等の皆様が、新商品開発や新たな販売方式を導入する場合、取組に必要な施設整備等を支援します。
- 市町村に対し、6次産業化に関する戦略策定や戦略に関する交流会の開催を支援します。

7 人材育成研修会

- 行政、JA、商工会議所等の職員を対象として6次産業化の推進に必要な知識・技術等に関するセミナーを開催します。



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

■ 6次産業化についての問い合わせ先 ■

6次産業化に関する詳細については、お近くのサポートセンターまでお問い合わせください。
6次産業化に取り組もうとする方や発展させていこうとする方を総合的にサポートします。

サポートセンター	住 所	電話番号	ファクシミリ番号
農業ビジネス支援課	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-4095	048-830-4830
さいたま農林振興センター	さいたま市浦和区北浦和5-6-5	048-822-1007	048-834-5366
川越農林振興センター	川越市新宿町1-17-17	049-242-1804	049-244-2399
東松山農林振興センター	東松山市六軒町5-1	0493-23-8582	0493-23-8530
秩父農林振興センター	秩父市日野田町1-1-44	0494-25-1310	0494-22-9152
本庄農林振興センター	本庄市朝日町1-4-6	0495-22-3116	0495-24-7510
大里農林振興センター	熊谷市久保島1373-1	048-526-2210	048-526-2494
加須農林振興センター	加須市不動岡564-1	0480-61-3911	0480-61-2481
春日部農林振興センター	春日部市大沼1-76	048-737-6311	048-737-6313